

(3) 水道水

平成18年度の主な浄水場における浄水のトリハロメタンの濃度は、0.003～0.018mg/lと水質基準である0.10mg/lと比べて低い値であった。

【表3-8 主な浄水場のトリハロメタン測定値及びトリハロメタン生成能（平成18年度）】

(単位:mg/l)

浄水場	浄水のトリハロメタン測定値	原水のトリハロメタン生成能
滋賀県吉川浄水場	0.016	—
京都市蹴上浄水場	0.018	—
大阪府村野浄水場	0.005	0.048
兵庫県猪名川浄水場	0.003	0.035

滋賀県企業庁「水質試験年報(第28集)(平成18年度)」
 京都市上下水道局「水質試験年報 平成18年度 第59集」
 大阪府水道部「水質試験成績並びに調査報告 第47集 平成18年度」
 阪神水道企業団管理部水質試験所「調査試験年次報告(通第55号)平成18年度(2006)」
 より作成

9. 病原性微生物等による汚染

平成8年6月に埼玉県越生町^{おごせ}において、我が国で初めて、水道水によるクリプトスポリジウムによる集団感染症が発生した。クリプトスポリジウムは感染性の原虫で経口摂取により感染し、感染すると腹痛を伴う下痢が3日から1週間続く。健康な人は正常な免疫機構が働き自然治癒するが、免疫力低下者では重篤になる。

厚生省(当時)では、同年10月に「水道におけるクリプトスポリジウム等暫定対策指針」を策定し、水道水源の汚染のおそれがある場合の予防対策や感染症が発生した場合の応急対応について定め、都道府県を通じ水道事業者等へ周知した。平成9年10月には「クリプトスポリジウム等原虫類総合対策」を策定している。

また、平成19年3月に水道施設の技術基準が改正され新たに紫外線処理がクリプト等への対策として位置づけられた。さらに、同年4月に「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」が適用されると共に、指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について通知された。